

行政制度調整方針

	使用料・手数料等の取扱い(その4)
--	-------------------

調整項目	記載事項	調整方針	頁
国際交流施設使用料	施設使用料	中条町の例による。	3
道路占用料	道路占用料	合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。	5
公園占用料・使用料	公園占用料	中条町の例による	8
	公園使用料	中条町の例による。	
公共用財産使用料等	公共用財産使用料	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	10
	生産物採取料	合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。	
建設用機械等貸付料・使用料	機械等貸付料	合併時に黒川村の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。	11
	施設使用料	黒川村の例による。	

行政制度調整表

専門部会	1	総務部会	分類	6	国際交流
分科会	2	企画分科会	調整項目	5	国際交流施設

中条町担当	総務課			
黒川村担当				

現況		調整方針	備考																																					
記載事項	中条町	黒川村																																						
1 施設使用料	<p>○新潟・イリノイ友好会館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>10,300円</td> <td>10,300円</td> <td>12,360円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>5,150円</td> <td>5,150円</td> <td>6,180円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td>2,060円</td> <td>2,060円</td> <td>2,475円</td> </tr> <tr> <td>展示室</td> <td colspan="3">5,150円</td> </tr> <tr> <td>情報センター</td> <td>* 5,150円</td> <td>* 5,150円</td> <td>* 6,180円</td> </tr> <tr> <td>宿泊室</td> <td colspan="3">1泊1人につき3,090円(昼間は4時間1室3,090円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*印は占用使用料金。</p> <p>※1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料に次表の割合を乗じた額を加算する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一人一回当たり入場料金</th> <th>加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500円を超え1,000円以下のとき</td> <td>使用料の額の5割に相当する額</td> </tr> <tr> <td>1,000円を超えるとき</td> <td>使用料の額の10割に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 使用者が商業宣伝、営業又はこれに類する目的をもって無料で入場させる場合は、使用料の10割を加算する。</p> <p>※3 暖冷房を使用する場合は、使用料の2割を加算する。</p> <p>※4 使用時間の経過は、1時間につき使用料の3割を加算する。ただし、2時間を超えた場合は10割を加算する。</p> <p>※5 練習又は準備のために使用する場合の料金は、基本使用料の5割に相当する額とする。</p>	区分	使用料及び使用時間			8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	大会議室	10,300円	10,300円	12,360円	大研修室	5,150円	5,150円	6,180円	小研修室	2,060円	2,060円	2,475円	展示室	5,150円			情報センター	* 5,150円	* 5,150円	* 6,180円	宿泊室	1泊1人につき3,090円(昼間は4時間1室3,090円)			一人一回当たり入場料金	加算する額	500円を超え1,000円以下のとき	使用料の額の5割に相当する額	1,000円を超えるとき	使用料の額の10割に相当する額	当該施設なし	中条町の例による。
区分	使用料及び使用時間																																							
	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00																																					
大会議室	10,300円	10,300円	12,360円																																					
大研修室	5,150円	5,150円	6,180円																																					
小研修室	2,060円	2,060円	2,475円																																					
展示室	5,150円																																							
情報センター	* 5,150円	* 5,150円	* 6,180円																																					
宿泊室	1泊1人につき3,090円(昼間は4時間1室3,090円)																																							
一人一回当たり入場料金	加算する額																																							
500円を超え1,000円以下のとき	使用料の額の5割に相当する額																																							
1,000円を超えるとき	使用料の額の10割に相当する額																																							

現 況		調 整 方 針	備 考				
記載事項	中 条 町			黒 川 村			
	※6 使用料を減免することができる場合及びその額は、次のとおり。 (1)町が主催する事業に使用するとき。 全額 (2)条例第4条の管理委託を受けている者(以下「管理者」という。)が使用するとき。 全額 (3)町内に所在する小・中・高等学校、幼稚園、保育園が使用するとき。 全額 (4)教育委員会が認定した社会教育団体等が使用するとき。 20% (5)その他公益上特に必要と認めたとき。 全額						
関係法令等	新潟・イリノイ友好会館条例 新潟・イリノイ友好会館条例施行規則						
				財政への影響額 単位：千円			
					予算額	調整後見込額	影響額(増減)
				中条町			
				黒川村			
計							
備考 平成15年度当初予算ベース							

行政制度調整表

専門部会	5	建設部会	分類	4	道路維持
分科会	2	道路河川分科会	調整項目	3	道路占用料

中条町担当	地域振興課	土木係		
黒川村担当	建設課	係		

現 況					調 整 方 針	備 考																																																																																																																				
記載事項	中 条 町			黒 川 村																																																																																																																						
1 道路占用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">法第32条第1項第1号に掲げる工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td rowspan="7">1本につき1年</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td rowspan="2">長さ1メートルにつき1年</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td rowspan="2">1個につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱及び信書便差出箱</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.15メートル未満のもの</td> <td rowspan="5">長さ1メートルにつき1年</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外径が1メートル以上のもの</td> <td>710</td> </tr> </tbody> </table>			占用物件	占用料		単位	金額	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	770	第2種電柱	1,200	第3種電柱	1,600	第1種電話柱	690	第2種電話柱	1,100	第3種電話柱	1,500	その他の柱類	53	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7	地下電線その他地下に設ける線類	4	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	郵便差出箱及び信書便差出箱	450	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	53	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	71	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	140	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	360	外径が1メートル以上のもの	710	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">同左</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">法第32条第1項第2号に掲げる物件</td> <td>外径が0.1m未満のもの</td> <td rowspan="6">長さ1メートルにつき1年</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.20m未満のもの</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>外径が0.20m以上0.40m未満のもの</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外径が0.40m以上1.0m未満のもの</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外径が1.0m以上のもの</td> <td>710</td> </tr> </tbody> </table>			占用物件	占用料		単位	金額	同左																																								法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53	外径が0.15m以上0.20m未満のもの	71	外径が0.20m以上0.40m未満のもの	140	外径が0.40m以上1.0m未満のもの	360	外径が1.0m以上のもの	710	合併時に中条町の例により統一する。 ただし、合併年度は現行のとおりとする。	
	占用物件	占用料																																																																																																																								
単位		金額																																																																																																																								
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	770																																																																																																																							
	第2種電柱		1,200																																																																																																																							
	第3種電柱		1,600																																																																																																																							
	第1種電話柱		690																																																																																																																							
	第2種電話柱		1,100																																																																																																																							
	第3種電話柱		1,500																																																																																																																							
	その他の柱類		53																																																																																																																							
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7																																																																																																																							
	地下電線その他地下に設ける線類		4																																																																																																																							
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520																																																																																																																							
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	360																																																																																																																							
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100																																																																																																																							
	郵便差出箱及び信書便差出箱		450																																																																																																																							
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100																																																																																																																								
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100																																																																																																																								
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	53																																																																																																																							
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71																																																																																																																							
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		140																																																																																																																							
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		360																																																																																																																							
	外径が1メートル以上のもの		710																																																																																																																							
占用物件	占用料																																																																																																																									
	単位	金額																																																																																																																								
同左																																																																																																																										
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	36																																																																																																																							
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		53																																																																																																																							
	外径が0.15m以上0.20m未満のもの		71																																																																																																																							
	外径が0.20m以上0.40m未満のもの		140																																																																																																																							
	外径が0.40m以上1.0m未満のもの		360																																																																																																																							
	外径が1.0m以上のもの		710																																																																																																																							

記載事項		現 況		調整方針	備考																																																																						
		中 条 町	黒 川 村																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占有物件</th> <th colspan="2">占有料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</td> <td></td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法第32条第1項第5号に掲げる施設</td> <td rowspan="3">地下街及び地下室</td> <td>階数が1のもの</td> <td>Aに0.003を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が2のもの</td> <td>Aに0.005を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が3以上のもの</td> <td>Aに0.006を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上空に設ける通路</td> <td></td> <td>710</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地下に設ける通路</td> <td></td> <td>360</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td></td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法第32条第1項第6号に掲げる施設</td> <td>祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">政令第7条第1号に掲げる物件</td> <td rowspan="2">看板(アーチであるものを除く。)</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">標識</td> <td>1本につき1年</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの</td> <td>1本につき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1本につき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)</td> <td>祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの</td> <td>その面積1平方メートルにつき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>その面積1平方メートルにつき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>車道を横断するもの</td> <td>1基につき1月</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件		占有料		単位	金額	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,100	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	上空に設ける通路			710	地下に設ける通路			360	その他のもの			1,100	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	11	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	110	政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100	標識		1本につき1年	850	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11	その他のもの	1本につき1月	110	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100	その他のもの		540	同左		
占有物件		占有料																																																																									
		単位	金額																																																																								
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,100																																																																								
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額																																																																								
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額																																																																								
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額																																																																								
	上空に設ける通路			710																																																																							
	地下に設ける通路			360																																																																							
その他のもの			1,100																																																																								
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	11																																																																								
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	110																																																																								
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110																																																																							
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100																																																																							
	標識		1本につき1年	850																																																																							
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11																																																																							
		その他のもの	1本につき1月	110																																																																							
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11																																																																							
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110																																																																							
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100																																																																								
	その他のもの		540																																																																								

		現 況		調 整 方 針		備 考																																													
記載事項		中 条 町		黒 川 村																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">占有物件</th> <th colspan="2">占有料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td> <td>同上</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td rowspan="4">建築物</td> <td>階数が1のもの</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が2のもの</td> <td>Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が3のもの</td> <td>Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が4以上のもの</td> <td>Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>占有面積1平方メートルにつき1年</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所</td> <td rowspan="4">上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの</td> <td>階数が1のもの</td> <td>Aに0.008を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が2のもの</td> <td>Aに0.011を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が3のもの</td> <td>Aに0.015を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>階数が4以上のもの</td> <td>Aに0.016を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>同上</td> <td>Aに0.018を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>		占有物件		占有料		単位	金額	政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	110	政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		同上	110	政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額	階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額	階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額	階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額	階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額	階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額	その他のもの		同上	Aに0.018を乗じて得た額	同左					
占有物件		占有料																																																	
		単位	金額																																																
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	110																																																
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		同上	110																																																
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額																																																
		階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額																																																
		階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額																																																
		階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額																																																
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額																																																
政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額																																																
		階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額																																																
		階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額																																																
		階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額																																																
その他のもの		同上	Aに0.018を乗じて得た額																																																
		<p>※Aは、近傍類似の土地(政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により市町村に備え付けられている固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。</p>		<p>※Aは、黒川村固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。</p>																																															
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="3">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額				単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)			中条町						黒川村						計																					
財政への影響額				単位：千円																																															
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																																
中条町																																																			
黒川村																																																			
計																																																			
関係法令等	中条町道路占有料等徴収条例		黒川村道路占有料等徴収条例		備考 平成15年度当初予算ベース																																														

行政制度調整表

専門部会	5	建設部会	分類	3	都市公園
分科会	1	都市計画分科会	調整項目	4	公園占用料・使用料

中条町担当	地域振興課			
黒川村担当	建設課			

現 況			調 整 方 針	備 考																										
記載事項	中 条 町	黒 川 村																												
1 公園占用料	<p>(1) 公園施設の設置又は管理する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物、工作物又はこれらの敷地としての土地</td> <td>年額 町有財産評価額の100分の5に相当する額を基準として町長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公園の占有又は条例第3条の行為を行う場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品の販売その他これらに類する行為 興行 競技会、展示会、集会その他これらに類する催し</td> <td>1平方メートル 1日につき</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>法第7条各号及び同法施行令第8条各号に掲げるもの その他のもの</td> <td>中条町道路占用料等徴収条例(昭和35年条例第12号)別表に定める額 町長がその都度定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用料の徴収単位金額等についての端数計算の方法は、中条町道路占用料等徴収条例(昭和35年条例第12号)別表備考の定めによるものとする。</p>	区分	金額	建物、工作物又はこれらの敷地としての土地	年額 町有財産評価額の100分の5に相当する額を基準として町長が定める額	区分	単位	金額	物品の販売その他これらに類する行為 興行 競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1平方メートル 1日につき	50円	法第7条各号及び同法施行令第8条各号に掲げるもの その他のもの	中条町道路占用料等徴収条例(昭和35年条例第12号)別表に定める額 町長がその都度定める額		該当なし	中条町の例による。														
	区分	金額																												
建物、工作物又はこれらの敷地としての土地	年額 町有財産評価額の100分の5に相当する額を基準として町長が定める額																													
区分	単位	金額																												
物品の販売その他これらに類する行為 興行 競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1平方メートル 1日につき	50円																												
法第7条各号及び同法施行令第8条各号に掲げるもの その他のもの	中条町道路占用料等徴収条例(昭和35年条例第12号)別表に定める額 町長がその都度定める額																													
2 公園使用料	<p>有料公園施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">使用単位</th> <th rowspan="2">使用者区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>日中</th> <th>ナイター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際交流公園 テニスコート</td> <td>コート1面1時間当たり</td> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大学生以下</td> <td>200円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鴻の巣公園 テニスコート</td> <td>コート1面1時間当たり</td> <td>一般</td> <td>300円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大学生以下</td> <td>200円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。</p>	施設名	使用単位	使用者区分	使用料		日中	ナイター	国際交流公園 テニスコート	コート1面1時間当たり	一般	300円	—			大学生以下	200円	—	鴻の巣公園 テニスコート	コート1面1時間当たり	一般	300円	600円			大学生以下	200円	500円	該当なし	中条町の例による。
施設名	使用単位				使用者区分	使用料																								
		日中	ナイター																											
国際交流公園 テニスコート	コート1面1時間当たり	一般	300円	—																										
		大学生以下	200円	—																										
鴻の巣公園 テニスコート	コート1面1時間当たり	一般	300円	600円																										
		大学生以下	200円	500円																										

行政制度調整表

専門部会	5	建設部会	分類	13	法定外公共物
分科会	2	道路河川分科会	調整項目	5	公共用財産使用料等

中条町担当	地域振興課			
黒川村担当	建設課			

現 況					調整方針	備考	
記載事項	中 条 町			黒 川 村			
1 公共用財産使用料	種類		単位	使用料(年額)	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
	電柱		1本	500円			
	管類		1メートル	100円			
	軌条		1平方メートル	80円			
	道路、橋りょう又は栈橋		1平方メートル	80円			
	漁業用工作物		1平方メートル	70円			
	その他工作物		1平方メートル	95円			
	その他のもの	その都度町長が定める額					
2 生産物採取料	種類		単位	中条町採取料	黒川村採取料		
	石	長径8cm以上30cm未満のもの	1m ³	155円	155円		
		長径30cm以上45cm未満のもの	1個	60円	60円		
		長径45cm以上60cm未満のもの	1個	115円	115円		
		長径60cm以上90cm未満のもの	1個	3,530円	3,530円		
		長径90cm以上120cm未満のもの	1個	7,060円	7,060円		
		長径120cm以上のもの	1個	7,060円に長径が120cmを超える15cmまでごとに706円を加算した額	7,060円に長径が120cmを超える15cmまでごとに706円を加算した額		
	砂利		1m ³	175円	175円		
	かき込み砂利		1m ³	155円	155円		
	土砂		1m ³	200円	135円		
	その他のもの	その都度町長が定める額			その都度村長が定める額		
						財政への影響額 単位：千円	
						予算額	調整後見込額
					中条町		
					黒川村		
					計		
					備考 平成15年度当初予算ベース		
関係法令等	中条町準用河川、普通河川等及び認定外道路管理条例 中条町準用河川、普通河川等及び認定外道路管理条例施行規則			黒川村公共用財産管理条例 黒川村公共用財産管理条例施行規則			

行政制度調整表

専門部会	5	建設部会	分類	4	道路維持
分科会	2	道路河川分科会	調整項目	7	建設用機械等貸付料・使用料

中条町担当	地域振興課			
黒川村担当	建設課			

現況		調整方針	備考																																										
記載事項	中条町	黒川村																																											
1 機械等貸付料	<p>○中条町建設用機械器具貸付 貸付料の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間</th> <th>貸付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グレーダー</td> <td>1時間</td> <td>6,695円</td> </tr> <tr> <td>ショベルローダー</td> <td>1時間</td> <td>5,665円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 使用期間を定めてあるものについては、その時間が30分に満たないときは半額、30分以上1時間に満たないときは1時間として計算する。 ※2 町長において公益上その他必要があると認めるときは、貸付料の全部又は一部を免除することができる。</p>	区分	時間	貸付料	グレーダー	1時間	6,695円	ショベルローダー	1時間	5,665円	<p>○黒川村建設用機械貸付 建設機械の貸付料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>時間</th> <th>貸付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>14t級</td> <td>1時間</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>18t級</td> <td>〃</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>32t級</td> <td>〃</td> <td>13,300</td> </tr> <tr> <td>タイヤドーザ</td> <td>12t級</td> <td>〃</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>グレーダー</td> <td>4.1m級</td> <td>〃</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td>油圧ショベル</td> <td>0.7m³級</td> <td>〃</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>7t級</td> <td>〃</td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>※村長において公益上その他必要があると認めるときは貸付料の全部又は一部を免除することができる。</p>	機械名	規格	時間	貸付料	ブルドーザ	14t級	1時間	7,200	〃	18t級	〃	8,600	〃	32t級	〃	13,300	タイヤドーザ	12t級	〃	6,700	グレーダー	4.1m級	〃	6,800	油圧ショベル	0.7m ³ 級	〃	6,800	トラック	7t級	〃	3,900	<p>合併時に黒川村の例により統一する。 ただし、合併年度は現行のとおりとする。</p>	
区分	時間	貸付料																																											
グレーダー	1時間	6,695円																																											
ショベルローダー	1時間	5,665円																																											
機械名	規格	時間	貸付料																																										
ブルドーザ	14t級	1時間	7,200																																										
〃	18t級	〃	8,600																																										
〃	32t級	〃	13,300																																										
タイヤドーザ	12t級	〃	6,700																																										
グレーダー	4.1m級	〃	6,800																																										
油圧ショベル	0.7m ³ 級	〃	6,800																																										
トラック	7t級	〃	3,900																																										
2 施設使用料	当該施設なし	<p>○黒川村ヘリポート 着陸及び停留のための使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">着陸料</td> <td>最大離陸重量が1トン以下の機種</td> <td>1回につき 1,470円</td> </tr> <tr> <td>〃 1トンを超え3トン以下の機種</td> <td>〃 2,310円</td> </tr> <tr> <td>〃 3トンを超え6トン以下の機種</td> <td>〃 3,360円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停留料</td> <td rowspan="2">1時間以上6時間未満停留する場合</td> <td>最大離陸重量が3トン以下の機種</td> <td>〃 840円</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種</td> <td>〃 1,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6時間以上停留する場合</td> <td>最大離陸重量が3トン以下の機種</td> <td>停留開始後24時間まで 3,360円</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種</td> <td>停留開始後24時間まで 6,720円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用者が次の各号に該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 一 農業者、農業団体が使用するとき。 二 その他、管理者が必要と認めるとき。</p>	区分		金額	着陸料	最大離陸重量が1トン以下の機種	1回につき 1,470円	〃 1トンを超え3トン以下の機種	〃 2,310円	〃 3トンを超え6トン以下の機種	〃 3,360円	停留料	1時間以上6時間未満停留する場合	最大離陸重量が3トン以下の機種	〃 840円	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	〃 1,680円	6時間以上停留する場合	最大離陸重量が3トン以下の機種	停留開始後24時間まで 3,360円	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	停留開始後24時間まで 6,720円	黒川村の例による。																					
区分		金額																																											
着陸料	最大離陸重量が1トン以下の機種	1回につき 1,470円																																											
	〃 1トンを超え3トン以下の機種	〃 2,310円																																											
	〃 3トンを超え6トン以下の機種	〃 3,360円																																											
停留料	1時間以上6時間未満停留する場合	最大離陸重量が3トン以下の機種	〃 840円																																										
		最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	〃 1,680円																																										
	6時間以上停留する場合	最大離陸重量が3トン以下の機種	停留開始後24時間まで 3,360円																																										
		最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	停留開始後24時間まで 6,720円																																										
関係法令等	中条町建設用機械器具貸付料規則	黒川村建設用機械貸付規程 黒川村ヘリポート設置及び管理条例 黒川村ヘリポート管理規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計																									
財政への影響額		単位：千円																																											
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																										
中条町																																													
黒川村																																													
計																																													